

令和5年5月27日

## 新型コロナウイルス感染症感染拡大予ガイドライン

西東京市剣友会  
会長 阿部 次郎

### 1 はじめに

標記の件に係る西東京市剣友会の活動は、[公益財団法人全日本剣道連盟](#)、東京都剣道連盟および西東京剣道連盟のガイドラインに準じる。また、西東京市の感染状況、当会の特性および施設の利用基準等を踏まえ実施するものとする。

### 2 稽古への参加

稽古に参加する際は、少年・一般に関わらず出席簿で参加の有無を明らかにすること。

以下の条件に該当する者は稽古に参加しないこと。

- ① 体調がよくない場合
- ② 発熱、咳、咽頭痛などの症状がある場合
- ③ 症状がなくても感染している場合があるので、体調が普段と異なる時は、稽古への参加を慎重に判断すること
- ④ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいる場合
- ⑤ 過去5日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ⑥ 所属団体以外の者が稽古に参加する場合、あるいは他団体と合同稽古をする場合、責任者は、外部の者等に、検温、手指消毒、連絡先の確認その他当団体の規則の遵守を徹底させるとともに、稽古人数増加により密にならないよう指導する

### 2 面マスクの着用について

- ① 防具着用時のマスク着用は個人の判断による。マスク着用なしの場合、シールドを強く着用を推奨する。
- ② 基本組、面を着装しない時のマスク着用は個人の判断による。
- ③ 各教場の指導者、見学者においても、マスク着用は個人の判断による。

### 3 換気について

通風・換気に十分に注意すること。このためには、道場の窓、扉は開けた状況でエアコンや送風機を使用すること。送風機を用いる場合には、上方または下方に角度を付けて送風し、空気が室内全体に拡散するように工夫すること。

#### 4 清掃について

稽古の最初と終わりには、モップ掛け等による清掃を行い床を清潔に保つこと。

#### 5 報告について

同じ稽古場所・同じ時間において、3名以上の感染を確認した場合は、少年の部、一般の部を区分した上で、当該道場の稽古等の活動を一定期間中止する。また、その他の教場の活動の有無については、感染者の状況により、その都度判断する。

以上

令和2年8月1日制定  
令和2年10月1日改定  
令和2年12月6日改定  
令和3年6月1日改定  
令和3年8月22日改定  
令和3年9月12日改定  
令和4年9月19日改定  
令和4年12月16日改定  
令和5年5月8日改定  
令和5年5月27日改定